

高濃度注射用カリウム製剤

医薬品の適応外使用の情報公開文書

適応外使用を実施する医療の内容	低カリウム血症に対する高濃度注射用カリウム製剤(KCL 注 20mEq キット®)の使用
対象者	当院で治療を受けられる方で、低カリウム血症を呈した方
承認日	令和6年
対象期間	承認後より継続的に使用
目的・意義	低カリウム血症の治療は、重症の場合や経口投与ができない場合などに注射用製剤を使用します。注射用カリウム製剤は、添付文書において、40mEq/L 以下に希釈し 20mEq/時間を超えない速度で使用することと規定されています。しかし、基礎疾患等で輸液量の制限が必要であり、なおかつ重篤な低カリウム血症を呈する患者において、添付文書の規定を逸脱して使用することがあります。そのため、当院では集中治療、透析ならびに手術時に限って、カリウム製剤の希釈濃度ならびに投与経路をそれぞれ規定した上での使用を認めています。 ・集中治療(ICU・CCU): 500mEq/L(中心静脈投与) ・透析: 90.9mEq/L(透析回路より投与) ・手術時: 90.9mEq/L(末梢静脈投与)もしくは 166mEq/L(中心静脈投与)
想定される不利益と対策	高濃度の注射用カリウム製剤の投与により、予想以上に血清カリウム値が上昇することがあります。その場合、不整脈や心停止を起こすことがあるため、必ず患者に心電図モニターを装着し、定期的に血清カリウム値のモニタリングを行います。また、異常が認められた場合は速やかに減量もしくは中止し適切に対処します。
お問い合わせ先	熊本中央病院 各診療科担当医師 電話 096-370-3111(代表)